令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率について

①実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の年間収入(標準財政規模)に対する割合

比率名	令和７年度	令和６年度	増減
実質赤字比率	－	－	－

早期健全化基準	財政再生基準
１４．０８	２０．００

※赤字額がないため「－」で表示している。

②連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を加えた全会計の実質赤字額等の年間収入(標準財政規模)に対する割合

比率名	令和７年度	令和６年度	増減
連結実質赤字比率	－	－	－

早期健全化基準	財政再生基準
１９．０８	３０．００

※赤字額がないため「－」で表示している。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の年間収入(標準財政規模)に対する割合

比率名	令和７年度	令和６年度	増減
実質公債費比率	３．０％	２．８％	０．２

早期健全化基準	財政再生基準
２５．０	３５．０

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき負債の年間収入(標準財政規模)に対する割合

比率名	令和７年度	令和６年度	増減
将来負担比率	－	－	－

早期健全化基準
３５０．０

※将来負担額がないため「－」で表示している。

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業規模に対する割合

会計名	令和７年度	令和６年度	増減
水道事業会計	－	－	－
下水道事業会計	－	－	－

経営健全化基準
２０．０％

※全ての公営企業会計で資金の不足額がないため「－」で表示している。

（健全化判断比率の概要）

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率（3カ年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金　＋　準元利償還金）　－　（特定財源　＋　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模　－　（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額
イ　満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ　一時借入金の利子

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模 ※に対する比率

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額}\right)}{\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}\right)}$$

・将来負担額 ：イからチまでの合計額

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト　当該団体が受益権を有する信託の負債額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込み額

チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込み額

リ　連結実質赤字額

ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額 ：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

（資金不足の概要）

$$\text{資金不足率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産） － 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝

（繰上充用額＋事業繰越額等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※　解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※　宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※　指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※　宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。